

府中市
障害福祉サービス費等支給決定基準

平成26年2月1日
平成27年4月1日改正
令和2年4月1日改正
令和3年4月1日改正

府中市

第1章 府中市障害福祉サービス費等支給決定基準の概要

1. はじめに

(1) 目的

この基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条の規定に基づき、府中市（以下「市」という。）が障害福祉サービスの利用決定をする場合に、市の支給決定の透明・公平性を図る観点から、障害支援区分及び支給決定の勘案事項等に基づく支給決定基準（以下「支給決定基準」という。）を定めるとともに地域生活支援事業との併給等についても整理し、これに基づく支給決定を行うものである。

(2) 支給決定基準として定めるもの

① 障害福祉サービス

支給決定に当たっての基本的な考え方及び支給決定の方法、支給基準、地域生活支援事業を含む併給関係

(ア) 介護給付

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、療養介護、生活介護、重度障害者等包括支援、短期入所、施設入所支援

(イ) 訓練等給付

自立訓練、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、共同生活援助（体験利用を含む。）、就労定着支援、自立生活援助

② 障害児通所支援

(ア) 通所給付

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

③ 計画相談支援

④ 地域相談支援

⑤ 地域生活支援事業

移動支援、日中一時支援、訪問入浴サービス

(3) その他

- ① 支給決定にあたっては、障害者総合支援法、障害者総合支援法施行規則、障害者総合支援法施行令、介護等給付費等にかかる支給決定事務等について（事務処理要領）、及び支給決定基準によるものとする。
- ② 障害者総合支援法及び児童福祉法により分類されている障害福祉サービス、障害児通所支援及び地域相談支援の種類ごとに基準を定める。
- ③ 支給決定について勘案すべき事項は、障害者総合支援法第22条及び障害者総合支援法施行規則第12条並びに児童福祉法第21条の5の7で示された事項を基本とする。

2. 支給決定についての基本的な考え方

支給決定にあたっては、下記の考えに基づくサービス利用計画書を作成するものとする。

(1) 全般的事項

- ① サービス内容において、目的等が同様であるものについての併給は不可とする。
- ② 同一時間帯における複数サービス利用は不可とする。

(2) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護）

- ① 1 回あたりの標準利用可能時間数は、身体介護3時間以内、家事援助は1.5時間以内を基本とする。
- ② 月4.5週として支給量を計算するが、月により不足が生じる場合は回数に当てはめて計算する。
- ③ 児童の家事援助は、家族（主たる介護者）が疾病等により家事が困難な場合とする。
- ④ 次のいずれか 2 人介護でサービス提供を行った場合、決定支給量を2倍にして支給決定を行う。（ヘルパー1人ひとりが提供する時間の合計数で決定する）
 - (ア) 障害者の身体的理由により1人介護では困難と認められる場合
 - (イ) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
 - (ウ) その他障害者の状況から(ア)、(イ)に準ずると認められる場合※2人介護の算定方法は、実際に2人介護を行った場合にのみ算定する。

ヘルパー1人が運転	買い物等	ヘルパー1人が運転
ガイドヘルプ1人が介助	ガイドヘルプ2人による移動支援	ガイドヘルプ1人が介助
(1人分算定)	(2人分算定)	(1人分算定)

(3) 日中活動系サービス

- ① 同一時間帯の他サービスの利用は不可とする。
- ② 日中活動系サービスを複数利用することがより効果的であるなど、併給することについて明白かつ正当な理由がある場合については併給することができる。
- ③ 月4.5週として支給量を計算するが、月により不足が生じる場合は回数に当てはめて計算する。

(4) 居住系サービス

- ① 原則として毎日利用することとする。
- ② 短期入所は原則として利用不可とする。
- ③ 障害者支援施設利用者が共同生活援助を体験的に利用する場合は、その間共同生活援助の利用は可とする

(5) 計画相談支援及び障害児相談支援

障害福祉サービス及び障害児通所支援を利用するすべての障害者等を対象とする。

(6) 地域相談支援

① 地域移行支援

障害者支援施設に入所、又は精神科病院に入院している者について、地域生活への移行に支援が必要な者に支給決定する。

② 地域定着支援

単身等で緊急時の支援が見込めない状況にあり、支援が必要な者に支給決定する。

3. 介護保険対象者

介護保険対象者の支給決定にあたっては、下記の考えを基本とする。

- (1) 介護保険法の規定による介護給付、予防給付及び市町村特別給付は、障害者総合支援法の自立支援給付に優先する。
- (2) 介護保険に相当する者が無い障害福祉サービス固有のサービスと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助については障害福祉サービスから支給する。
- (3) 介護保険によるケアプランを基本とする。
- (4) 支給決定に際し、介護保険から給付を受けられる部分については支給量から除く。
- (5) 障害固有の事由により、介護保険の限度額を超える部分について、本基準の範囲内において支給する。
- (6) 介護保険によるサービスより障害福祉サービスの方が本人の自立を支援すると認められる場合は、障害福祉サービスを支給する。
- (7) 介護保険対象者であるが、要介護認定を受けていない場合は申請勧奨するものとする。

第2章 障害福祉サービスについて

1. 障害福祉サービス支給決定までの流れ

(1) 介護給付（同行援護除く）

- ① 相談（利用希望者 ⇄ 府中市・相談支援事業所）
利用者のニーズを確認し、サービスの情報提供などを行う。
- ② サービス利用申請（利用希望者 ⇒ 府中市）
利用者が市に対してサービスの支給申請を行う。
- ③ サービス等利用計画作成依頼（府中市 ⇒ 利用希望者）
利用希望者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼する。
（相談支援事業所の情報を提供）
- ④ 相談支援事業所へ利用計画作成依頼（利用希望者 ⇒ 相談支援事業所）
利用希望者は相談支援事業所へ計画作成を依頼する。
- ⑤ 認定調査（府中市 ⇒ 利用希望者）
- ⑥ 障害支援区分を判定するために、利用希望者等と面接をし、認定調査を行う。
- ⑦ 医師意見書依頼（府中市 ⇄ 医療機関）
府中市から主治医に医師意見書の作成を依頼し、利用希望者に受診を依頼する。
- ⑧ 一次判定（府中市）
コンピュータ入力により行う。
- ⑨ 障害支援区分の認定（府中市）
区分認定審査会により障害支援区分の認定を行う。
- ⑩ サービス等利用計画案の提出（相談支援事業所 ⇒ 府中市）
相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市に提出する。
- ⑪ 障害福祉サービス等の支給決定（府中市 ⇒ 利用希望者）
サービス等利用計画案を参考に、サービスの支給決定を行う。
- ⑫ サービス等利用計画の提出（指定特定相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
支給決定後、サービス等利用計画を市に提出する。
- ⑬ サービス利用開始（利用希望者 ⇒ 事業所）
- ⑭ モニタリング報告書の提出（指定特定相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
モニタリング月にあわせて、継続的にモニタリングを行い、報告書を提出する。

(2) 同行援護

- ① 相談（利用希望者 ⇄ 府中市・相談支援事業所）
利用者のニーズを確認し、サービスの情報提供などを行う。
- ② サービス利用申請（利用希望者 ⇒ 府中市）
利用者が市に対してサービスの支給申請を行う。
- ③ サービス等利用計画作成依頼（府中市 ⇒ 利用希望者）
利用希望者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼する。
（相談支援事業所の情報を提供）
- ④ 相談支援事業所へ利用計画作成依頼（利用希望者 ⇒ 相談支援事業所）
利用希望者は相談支援事業所へ計画作成を依頼する。
- ⑤ 同行援護アセスメント調査票により調査（府中市 ⇒ 利用希望者）
同行援護アセスメント調査票により、同行援護の対象者となるか調査を行う。
- ⑥ 認定調査・医師意見書依頼（府中市 ⇒ 利用希望者）
障害支援区分を判定するために、利用希望者等と面接をし、認定調査を行う。
府中市から主治医に医師意見書の作成を依頼し、利用希望者に受診を依頼する。
- ⑦ 一次判定（府中市）
コンピュータ入力により行う。
- ⑧ 障害支援区分の認定（府中市）
区分認定審査会により障害支援区分の認定を行う。
- ⑨ サービス等利用計画案の提出（相談支援事業所 ⇒ 府中市）
相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市に提出する。
- ⑩ 障害福祉サービス等の支給決定（府中市 ⇒ 利用希望者）
サービス等利用計画案を参考に、サービスの支給決定を行う。
- ⑪ サービス等利用計画の提出（指定特定相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
支給決定後、サービス等利用計画を市に提出する。
- ⑫ サービス利用開始（利用希望者 ⇒ 事業所）
- ⑬ モニタリング報告書の提出（指定特定相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
モニタリング月にあわせて、継続的にモニタリングを行い、報告書を提出する。

障害支援区分の認定は区分3以上が見込まれる場合の

(3) 訓練等給付

- ① 相談（利用希望者 ⇄ 府中市・相談支援事業所）
利用者のニーズを確認し、サービスの情報提供などを行う。
- ② サービス利用申請（利用希望者 ⇒ 府中市）
利用者が市に対してサービスの支給申請を行う。
- ③ サービス等利用計画作成依頼（府中市 ⇒ 利用希望者）
利用希望者に対してサービス等利用計画案の提出を依頼する。
（相談支援事業所の情報を提供）
- ④ 相談支援事業所へ利用計画作成依頼（利用希望者 ⇒ 相談支援事業所）
利用希望者は相談支援事業所へ計画作成を依頼する。
- ⑤ 認定調査依頼（府中市 ⇒ 利用希望者）【新規及び前回調査から３年後の更新時のみ】
障害支援区分を判定するために、利用希望者等と面接をし、認定調査を行う。
- ⑥ サービス等利用計画案の提出（相談支援事業所 ⇒ 府中市）
相談支援事業者が作成したサービス等利用計画案を市に提出する。
- ⑦ 障害福祉サービス等の支給決定（府中市 ⇒ 利用希望者）
サービス等利用計画案を参考に、サービスの支給決定を行う。
- ⑧ サービス等利用計画の提出（指定特定相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
支給決定後、サービス等利用計画を市に提出する。
- ⑨ サービス利用開始（利用希望者 ⇒ 事業所）
- ⑩ モニタリング報告書の提出（指定特定相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
モニタリング月にあわせて、継続的にモニタリングを行い、報告書を提出する。

2. 居宅介護における身体介護の取り扱い

(1) 利用者と共同で掃除や調理等を行う場合

利用者の意欲向上や自立支援を目的とする場合には、家事援助ではなく、身体介護で算定することができる。（安全の声かけ、疲労の確認を含む）

具体的には、個別に対応するため、事前に担当課へ要相談。

3. 居宅介護における通院等介助の取り扱い

(1) 基本的な考え方

- ① 「通院等」の範囲は次のとおりとする。
 - (ア) 病院等に通院する場合
 - (イ) 官公署ならびに指定相談支援事業所を訪れる場合
 - (ウ) 指定相談支援事業所における相談の結果、見学のために紹介された指定障害福祉サービス事業所を訪れる場合
 - (エ) 日常生活に必要な買い物
 - (オ) 預金の引き下ろし
 - (カ) その他日常生活上・社会生活上必要な行為
- ② 通院等乗降介助については、居宅から病院等までを1回、病院等から居宅に戻るまでを1回として決定する。
- ③ 病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものである。待ち時間は原則として報酬算定できないが、場合により支援対象となる。具体的には、個別に対応するため、事前に担当課へ要相談。
- ④ 診療室内やリハビリ中は、原則算定対象外。ただし、障害特性（主に精神障害・発達障害）によるものや認知機能が十分でない者で、診療室内でも介助や医師の指示の記録等が必要であると判断される場合は同行し算定可とする。具体的には、個別に対応するため、事前に担当課へ要相談。
- ⑤ 活動の起点及び終点は原則居宅とする。突発的な事情等やむをえない場合はこの限りではないが、計画の起点・終点は居宅となる。
- ⑥ ヘルパー自身が運転する場合、運転中は実際に支援がないため算定できない。しかし運転手が別におり利用者の体を支える等具体的な支援がある場合は算定できる。
- ⑦ 知的障害者、精神障害者への通院介助について、必要性が認められ、以下の条件を満たす場合に身体介護有で支給決定をすることができる。
 - (ア) 障害支援区分2以上に該当
 - (イ) 下記の表の合計点が3点以上

(表) 身体介護に関する領域

勘案事項	状況		特記事項
歩行 (1-8)	☐ 0 支援が不要	☐ 1 見守り等の支援が必要	
	☐ 2 部分的な支援が必要	☐ 3 全面的な支援が必要	
移動 (1-9)	☐ 0 支援が不要	☐ 1 見守り等の支援が必要	
	☐ 2 部分的な支援が必要	☐ 3 全面的な支援が必要	
食事 (2-1)	☐ 0 支援が不要	☐ 1 部分的な支援が必要	
	☐ 2 全面的な支援が必要		
排尿・排便※ (2-4、5)	☐ 0 支援が不要	☐ 1 部分的な支援が必要	
	☐ 2 全面的な支援が必要		
移動時の補装 具等の使用	☐ 0 なし・義足・装具	☐ 1 歩行補助・盲人安全つえ	
	☐ 2 車いす	☐ ※ その他	

※排尿と排便の点数が異なっている場合は、点数が高い方を採用する。

4. 居宅介護における育児支援の取り扱い

(1) 基本的な考え方

① 「育児支援」の範囲は次のとおりとする。

(ア) 沐浴

(イ) 授乳

(ウ) 乳児の健康把握の補助

(エ) 児童の健康な発達、特に言語機能を促進する視点からの支援

(オ) 保育所・学校等からの連絡帳の手話代読、助言、保育所・学校等への連絡補助

(カ) 利用者（親）へのサービスと一体的に行う子ども分の掃除、選択、調理

(キ) 利用者（親）の子どもが通院する場合の付き添い

(ク) 利用者（親）の子どもが保育所（場合によっては幼稚園）へ通園する場合の送迎

(2) 支給要件

次の①から③のすべてに該当する場合であって、個々の利用者（親）、子ども、家族等の状況を勘案し、必要に応じて家事援助の対象とする。

① 利用者（親）が障害によって家事や付き添いが困難な場合

② 利用者（親）の子どもが一人では対応できない場合

③ 他の家族等による支援が受けられない場合

5. 支給基準

障害者総合支援法第22条7項に規定する支給量は、次の数値（以下「基本支給量」という。）とし、さらに介護者の心身の状況等の勘案事項や緊急一時的なやむを得ない事情を踏まえて調整を行い、基準支給量を決定する。

(1) 居宅介護（通院等乗降介助を除く）

障害支援区分ごとに示されている国庫負担基準の単位数（以下「国庫負担基準」という。）を、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）の別表の介護給付費等単位数表（以下「単位数表」という。）にある「1時間以上1時間30分未満」（家事援助については1時間15分以上1時間30分未満）の単位で割り、1.5を掛けたもの（小数点以下は繰上げ）を基本支給量とする。

(2) 居宅介護（通院等乗降介助）

国庫負担基準を単位数表の単位で割ったもの（小数点以下は繰上げ）を基本支給量とする。

(3) 重度訪問介護

国庫負担基準を単位数表にある「2時間以上3時間未満」の単位で割り、3を掛けたもの（小数点以下は繰上げ）を基本支給量とする。

(4) 行動援護

国庫負担基準を単位数表にある「1 時間以上 1 時間 30 分未満」の単位で割り、1.5 を掛けたもの（小数点以下は繰上げ）を基本支給量とする。

(5) 同行援護

国庫負担基準を単位数表にある「1 時間以上 1 時間 30 分未満」の単位で割り、1.5 を掛けたもの（小数点以下は繰上げ）を基本支給量とする。

(6) 重度障害者等包括支援

国庫負担基準を基本支給量とする。

(7) 短期入所

7 日を基本支給量とする。

(8) 日中活動系サービス（短期入所、就労定着支援、自立生活援助を除く）

各月の日数から 8 を差し引いた日数を基準支給量とする。

(9) 居住系サービス（療養介護、施設入所支援、共同生活援助）

各月の日数を基準支給量とする。

共同生活援助の体験利用については、連続 30 日以内かつ年 50 日以内とする。

6. 調整

(1) 勘案すべき事項

介護者の心身の状況等勘案事項に基づき調整を行う障害児又は障害者（以下「障害児・者」という）はつぎの者とする。

- ① 単身で居宅生活している障害者
- ② 世帯内に複数の障害者、要介護者若しくは多数の乳幼児がいる障害児・者
- ③ 視覚障害 1 級または 2 級の障害児・者
- ④ 重度の障害者で複数の介護者での対応が必要な障害児・者
- ⑤ 世帯内で病気等のため介護が必要な者がいる障害児・者
- ⑥ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が 10 点以上の障害者若しくはこれに相当する心身の状態にある障害児
- ⑦ 障害者の身体及び精神状況などの悪化のため、家族での介護が困難になった障害者

(2) 訪問系サービスに係る支給量調整

訪問系サービス（居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護及び重度障害者包括支援）の支給量は、基本支給量に障害支援区分ごとに次の数値を乗じたものを限度とする。

- ① 障害支援区分1については、1. 2
- ② 障害支援区分2については、1. 2
- ③ 障害支援区分3については、1. 3
- ④ 障害支援区分4については、1. 4
- ⑤ 障害支援区分5については、1. 5
- ⑥ 障害支援区分6については、2. 0
- ⑦ 障害児については、1. 3

(3) 短期入所に係る支給量調整

短期入所については、やむをえない事情により利用が必要と認められる場合の基準支給量は、各月の日数を限度とする。

(4) 一時的に基準支給量を超えるサービス提供

一時的に基準支給量を超えるサービスを受ける必要が生じた場合や、現状の支給量が不足する場合などさらなる支援の必要があると認められるときは、当該障害者等の置かれている環境を勘案したうえで、基準支給量を超えて支給の決定を行うことを可とする。ただし、この場合の支給決定の期間は2ヶ月を超えない期間とする。

7. 非定型支給決定

(1) 審査会の意見

障害者等の状況に応じ、支給決定基準を超える支給決定を行う必要がある場合は、本人の状況や介護の状況を勘案し、区分認定審査会の意見を求めた上でその限度を超えることができるものとする。

(2) 経過措置

この支給決定基準の適用日以前に支給決定を受けた者で、この基準支給量を超える決定を受けている者については、審査会の意見を聞くことなく、その支給決定量をもって決定をすることができる。

8. 複数の障害福祉サービス等の支給

支給量の調整・併給を考えるにあたっては、各障害福祉サービス等の性格に着目し、
下表により取り扱うこととする。

サービス名	訪問系サービス				日中活動系サービス								居住系サービス						他	地域生活支援事業			
	居宅介護	行動援護	同行援護	重度訪問介護	生活介護	短期入所	自立訓練 （機能訓練）	自立訓練 （生活訓練）	就労移行支援	就労継続支援 （A型）	就労継続支援 （B型）	就労定着支援	自立生活援助	施設入所支援	共同生活援助	療養介護	宿泊型自立訓練	重度障害者等 包括支援	移動支援	日中一時支援	訪問入浴 サービス		
居宅介護		□	□	※	□	□	□	□	□	□	□	○	○	※	※	×	※	×	□	□	□		
行動援護	□		×	×	□	□	□	□	□	□	□	○	○	※	○	×	※	×	□	□	□		
同行援護	□	×		×	□	□	□	□	□	□	□	○	○	※	○	×	※	×	□	□	□		
重度訪問介護	※	×	×		□	□	□	□	□	□	□	×	○	※	※	×	※	×	×	□	□		
生活介護	□	□	□	□		□	△	△	△	△	△	※	○	○	○	×	○	×	□	□	×		
短期入所	□	□	□	□	□		□	□	□	□	□	□	○	※	※	×	×	×	□	□	□		
自立訓練 （機能訓練）	□	□	□	□	△	□		△	△	△	△	※	○	○	○	×	○	×	□	□	×		
自立訓練 （生活訓練）	□	□	□	□	△	□	△		△	△	△	※	○	○	○	×	○	×	□	□	×		
就労移行支援	□	□	□	□	△	□	△	△		△	△	×	○	○	○	×	○	×	□	□	×		
就労継続支援 （A型）	□	□	□	□	△	□	△	△	△		△	※	○	○	○	×	○	×	□	□	×		
就労継続支援 （B型）	□	□	□	□	△	□	△	△	△	△		※	○	○	○	×	○	×	□	□	×		
就労定着支援	○	○	○	×	※	□	※	※	×	※	※		□	○	○	×	×	×	□	※	×		
自立生活援助	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	□		×	×	×	×	×	○	○	○		
施設入所支援	※	※	※	※	○	※	○	○	○	○	○	○	×		※	×	×	×	○	×	×		
共同生活援助	※	○	○	※	○	※	○	○	○	○	○	○	×	※		×	×	×	○	×	×		
療養介護	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×		
宿泊型 自立訓練	※	※	※	※	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×		×	×	×	×		
重度障害者等 包括支援	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×		×	×	□		
移動支援	□	□	□	×	□	□	□	□	□	□	□	□	○	○	○	×	×	×		□	□		
日中一時支援	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	□	※	○	×	×	×	×	×	□		□		
訪問入浴 サービス	□	□	□	□	×	□	×	×	×	×	×	×	○	×	×	×	×	□	□	□			

○ 併用可 △ 同一日利用不可 □ 同一時間帯利用不可 × 併用支給不可
※ 原則不可。ただし例外あり

第3章 児童通所支援について

1. 障害児通所給付決定までの流れ

- (1) 相談（利用希望者 ⇄ 府中市・相談支援事業所）
利用者のニーズを確認し、サービスの情報提供などを行う。
- (2) サービス利用申請（利用希望者 ⇒ 府中市）
利用者が市に対してサービスの支給申請を行う。
- (3) 聞き取り調査（府中市 ⇒ 利用希望者）
利用申請を受け、児童の状況について聞き取りを行う。
- (4) 障害児支援利用計画作成依頼（府中市 ⇒ 利用希望者）
利用希望者に対して障害児支援利用計画案の提出を依頼する。
（相談支援事業所の情報を提供）
- (5) 相談支援事業所へ利用計画作成依頼（利用希望者 ⇒ 相談支援事業所）
利用希望者は相談支援事業所へ計画作成を依頼する。
- (6) 障害児通所給付支給決定（府中市 ⇒ 利用希望者）
相談支援事業者が作成した障害児支援利用計画案を市に提出する。
- (7) 障害児通所給付支給決定（府中市 ⇒ 利用希望者）
障害児支援利用計画案を参考に、サービスの支給決定を行う。
- (8) 障害児支援利用計画の提出（指定障害児相談支援事業者等 ⇒ 府中市）
支給決定後、障害児支援利用計画を市に提出する。
- (9) サービス利用開始（利用希望者 ⇒ 事業所）
- (10) モニタリング報告書の提出（指定障害児相談支援事業者等 ⇒ 府中市）

2. 支給基準

児童福祉法第21条5の7第7項に規定する支給量は、次の数値とする。

(1) 児童発達支援（医療型及び居宅訪問型を含む）

希望量	最大値	算出根拠
1回／週	6日	1回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
2回／週	10日	2回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
3回／週	15日	3回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
4回／週	19日	4回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
5回／週	23日	31日－8日（土曜日4日＋日曜日4日）
6回／週	27日	31日－4日（日曜日4日）
7回／週	31日	—

(2) 放課後等デイサービス

希望量	最大値	算出根拠
1回／週	6日	1回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
2回／週	10日	2回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
3回／週	15日	3回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
4回／週	19日	4回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
5回／週	23日	31日－8日（土曜日4日＋日曜日4日）
6回／週	27日	31日－4日（日曜日4日）
7回／週	31日	—

(3) 保育所等訪問支援

希望量	最大値	算出根拠
1回／週	6日	1回×4.5週（切り上げ）
2回／週	10日	2回×4.5週（切り上げ）

第4章 計画相談支援について

1. 計画相談支援とは

平成24年4月の障害者自立支援法（障害者総合支援法）・児童福祉法の一部改正により、障害福祉サービス・障害児通所支援を利用する方は、サービス等利用計画・障害児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）を作成することが必須となった。

「計画相談支援」には、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」の2種類があり、サービス利用にあたっての計画作成や、サービス利用中のモニタリングを受けることで、本人にとってより良いサービスを利用することができる。

【サービス等利用計画等の記載事項】

- （１）利用者及びその家族の生活に対する意向
- （２）総合的な援助の方針
- （３）生活全般の解決すべき課題
- （４）提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- （５）福祉サービス等の種類、内容、量
- （６）福祉サービス等を提供する上での留意事項
- （７）モニタリング期間

本人の解決すべき課題、家族や事業所の支援方針、利用するサービスなどが記載されることとなる。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、本人にとって最適なサービスの組み合わせを計画する。

生き方や生活をともに考え、現在の悩みだけでなく、将来どのような生活をしていきたいかな等を視野に入れた総合的な計画を作成する。

2. 計画相談支援の対象者

計画相談支援及び障害児相談支援の対象者は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての方となる。

障害福祉サービス又は地域相談支援を利用しない方は、計画相談支援の対象とはならない。
(例) 地域生活支援事業である「移動支援」や「日中一時支援」のみの利用者は計画相談支援の対象外。

○計画相談支援の対象者

	対象者	留意事項
サービス利用支援	障害福祉サービスの申請若しくは変更に係る障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障害者	
継続サービス利用支援	指定特定相談支援事業者によりサービス等利用計画が作成された障害者	指定特定相談支援事業者以外の者がサービス等利用計画案を作成した場合については継続サービス利用支援の対象外

○障害児相談支援の対象者

	対象者	留意事項
障害児支援利用援助	通所給付決定の申請若しくは変更に係る障害児の保護者	
継続障害児支援利用援助	指定障害児相談支援事業者により障害児支援利用計画が作成された障害者	指定障害児相談支援事業者以外の者が障害児支援利用計画案を作成した場合については継続障害児支援利用援助の対象外

○利用するサービスと対象となる相談支援の種類

	利用するサービス	計画相談支援	障害児相談支援
障害者	障害福祉サービスのみ	○	×
	地域相談支援（地域移行・地域定着支援）のみ	○	×
	地域生活支援事業（移動支援・日中一時）のみ	×	×
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	地域相談支援及び地域生活支援事業	○	×
	障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）及び介護保険のサービス	△（※１）	×
	障害福祉サービス（居宅介護等の上乗せのみ）及び介護保険制度のサービス	△（※１）	×
障害児	障害福祉サービスのみ	○	×
	障害児通所支援のみ	×	○
	地域生活支援事業（移動支援・日中一時）のみ	×	×
	障害福祉サービス及び障害児通所支援	×	○（※２）
	障害福祉サービス及び地域生活支援事業	○	×
	障害児通所支援及び地域生活支援事業	×	○

★申請者自身や家族が、サービス等利用計画を作成する場合には、申請者又は家族が作成したサービス等利用計画（セルフプラン）を市に提出する。

※１：申請者が介護保険制度のサービスを利用する場合は、介護保険法に基づく居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助の利用を希望する場合であって、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

介護保険サービスへの居宅介護等の上乗せのみの場合は、サービス等利用計画案の提出は求めないが、上のケアプランが作成されており、対象者の生活全般に関する意向、支援方針等はケアプランに位置付けられていると考えられることから、原則、利用計画案の提出は求めない。

※２：申請者が、障害児通所支援と障害福祉サービスの両方を利用する場合には、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を一体的にまとめた計画の提出を申請者に依頼する。相談支援事業者の報酬は、障害児相談支援給付費のみ算定することとなる。

また、高校在学中に１８歳に到達し放課後等デイサービスと障害福祉サービスを併給している者については、放課後等デイサービスを利用している間については、障害児相談支援給付を算定することとなる。放課後等デイサービスの利用が終了した時点で、計画相談支援給付費を算定する。

3. 計画相談支援・障害児相談支援の支給

(1) 支給期間の開始月

計画相談支援給付費等の支給期間（月単位）については、運用上以下の取扱とする。

○新たに計画相談支援給付費等の対象となった場合

計画相談支援対象者等が利用する障害福祉サービス等の支給決定の有効期間の開始日と同月とする。

【例】令和2年4月1日から障害福祉サービス支給決定

⇒計画相談支援給付費等の開始：令和2年4月～

★運用

事務処理要領では、新規に計画相談支援給付費の対象となった場合、開始月はサービス等利用計画を作成する月となっていますが、システム上、障害福祉サービスの支給開始日前に計画相談支援の支給開始を設定することが出来ないため、上記のように取り扱います。

【例】障害福祉サービス支給開始：令和2年4月1日

受給者証送付：令和2年3月20日

サービス等利用計画作成：令和2年3月25日

この場合、サービス等利用計画は3月に作成しているが、3月分として請求した場合エラーとなります。

○既に計画相談支援給付費等の対象となっており、継続される場合

更新前の支給期間の翌月

【例】令和2年3月に計画相談支援給付費等の支給期間終了

⇒計画相談支援給付費等の開始：令和2年4月～

(2) 支給期間の終期月

障害福祉サービス等の支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最短の有効期間の終期月までの範囲内で設定します。

※障害福祉サービス等のうち、最短の有効期間の終期月に設定することが望ましい。

（理由）支給期間の終期月には必ずモニタリングを行う必要があるため、最長の有効期間の終期月に合わせておくと、最短の有効期間の終期月にモニタリングを行えないことが起こりうるため。

4. モニタリング（継続サービス利用支援）

（１） モニタリング期間の設定

モニタリング期間については、サービスごとの標準モニタリング期間を設定する。ただし、障害者等の心身の状況等勘案事項を勘案して、指定特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所の提案を踏まえ市が個別の対象者ごとに定める。

（標準利用期間）

- ① 支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者
⇒1ヶ月ごと
（ただし、当該支給決定又は支給決定の変更に係る障害福祉サービスの利用開始から起算して3ヶ月に限る）
- ② 療養介護、重度障害者等包括支援及施設入所支援を除く障害福祉サービスを利用する者又は地域定着支援を利用する者。（いずれも(ア)に掲げる者を除く。）
（ア） 以下の者
⇒1ヶ月ごと
 - ・ 障害者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援を行うことが必要である者
 - ・ 単身の世帯に属するため又はその同居している家族等の障害、疾病等のため、自ら指定特定障害サービス事業者との連絡調整を行うことが困難である者
 - ・ 重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者
（イ） 以下の者
⇒3ヶ月ごと
 - ・ 居宅介護、行動援護、同行援護、重度訪問介護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助、日中サービス支援型共同生活援助を利用する者
 - ・ 65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者
（ウ） (ア)(イ)以外の者
- ③ 療養介護、重度障害者等包括支援、施設入所支援を利用するもの（①及び④を除く）
⇒6ヶ月ごと
- ④ 地域移行支援、地域定着支援（①及び②を除く）
⇒6ヶ月ごと

（勘案事項）

- ① 障害者等の心身の状況
- ② 障害者等の置かれている環境
地域移行等による住環境や生活環境の変化、家族の入院、死亡または出生等による家庭環境の変化、ライフステージ（乳幼児期から学齢期への移行、学齢期から就労への移行等）の変化の有無 等
- ③ 総合的な援助の方針
- ④ 生活全般の解決すべき課題
- ⑤ 提供されるサービスの目標及び達成時期
- ⑥ 提供されるサービスの種類、内容及び量
- ⑦ サービスを提供する上での留意事項

（２） モニタリング月の設定

原則、モニタリングは、利用する障害福祉サービスの終期月（サービス更新月）に実施するため、そのことを勘案し、具体的なモニタリング開始月、終期月を設定する。

モニタリング開始月

利用する障害福祉サービス等の有効期間の終期月にモニタリングを実施することを前提に、当該者に係るモニタリング期間を勘案して設定する。

モニタリング終期月

計画相談支援の支給期間の終期月を同じにする。
（計画相談が終わる時＝モニタリングが終わる時）

(3) 具体的な例

計画相談支援で請求・・・・・・・・◎

継続サービス利用支援で請求・・・○

【例1】令和2年4月から、1年間の支給期間のサービスを利用する場合（新規）

サービスの支給期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

計画相談支援の支給期間：令和2年4月～令和3年3月

最初の3ヶ月間は毎月、以後6ヶ月ごとに実施

令和2年									令和3年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎ ○	○	○			○						◎

終期月からさかのぼり、6ヶ月ごとにモニタリング月を設定

終期月のため、モニタリング実施、更新する場合は計画作成するため翌月計画相談支援で請求

最初の3ヶ月間は毎月、以後3ヶ月ごとに実施

令和2年									令和3年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎ ○	○	○			○			○			◎

終期月からさかのぼり、3ヶ月ごとにモニタリング月を設定

終期月からさかのぼり、3ヶ月ごとにモニタリング月を設定

終期月のため、モニタリング実施、更新する場合は計画作成するため翌月計画相談支援で請求

6ヶ月ごとに実施

令和2年									令和3年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎					○						◎

終期月からさかのぼり、6ヶ月ごとにモニタリング月を設定

終期月のため、モニタリング実施、更新する場合は計画作成するため翌月計画相談支援で請求

【例2】令和2年4月から、3年間の支給期間のサービスを利用する場合（更新）

サービスの支給期間：令和2年4月1日～令和5年3月31日

計画相談支援の支給期間：令和2年4月～令和5年3月

6ヶ月ごとに実施

令和2年									令和3年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					○						○
令和3年									令和4年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					○						○
令和4年									令和5年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
					○						◎

終期月からさかのぼり、6ヶ月ごとにモニタリング月を設定

終期月のため、モニタリング実施、更新する場合は計画作成するため翌月計画相談支援で請求

1年ごとに実施

令和2年									令和2年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
											○
令和3年									令和4年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
											○
令和4年									令和5年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
											◎

終期月からさかのぼり、12ヶ月ごとにモニタリング月を設定

終期月のため、モニタリング実施、更新する場合は計画作成するため翌月計画相談支援で請求

【例3】支給決定期間が短い場合（新規申請）

サービスの支給期間：令和2年4月1日～令和2年6月30日

計画相談支援の支給期間：令和2年4月～令和2年6月

6ヶ月ごとに実施

令和2年		
4	5	6
◎ ○	○	◎

6ヶ月たっていないが、終期月のため、モニタリング実施、更新する場合は計画作成するため翌月計画相談支援で請求

（4）モニタリングの実施についての考え方

① 利用者が入院中のとき

モニタリングは可能であれば実施する。困難な場合は実施しなくても良いが、モニタリング期間の変更やサービス変更等の手続きを検討する。

② 支給決定はあるが、利用していない

モニタリングを実施する。サービスの変更や廃止の手続きの必要性を判断する。

5. 提出様式

府中市が提出を求める様式については下表のとおりです。

	サービス等利用計画の様式								
	1		2	3	4		5		6
	1	2			1	2	1	2	
	申請者の現状（基本情報）	申請者の現状（基本情報） 【現在の生活】	アセスメント表	ニーズ整理表	サービス等利用計画・障害児支援利用計画（案）	サービス等利用計画・障害児支援利用計画	週間計画案（案）	週間計画表	モニタリング報告書
新規申請	◎	◎	△	△	◎		◎		
支給決定後						◎		◎	
更新申請	○	○	△	△	◎		◎		◎
モニタリング									◎
モニタリング後に変更申請	○	○	△	△	◎		◎		◎
モニタリング月以外にサービス内容の変更有	○	○	△	△	◎		◎		

◎・・・必須提出

○・・・既提出のものから変更が無い場合は省略可

△・・・市が必要と認めた場合に提出を依頼

6. その他

(1) 請求の考え方

計画相談支援・・・・・・・・◎

継続サービス利用支援・・・○

【例１】令和２年４月１日にサービス等利用計画を作成し、モニタリング月は６ヶ月ごと。令和２年９月にモニタリングした結果、サービスの変更が必要と判断されたため、新たなサービス等利用計画を作成した。

モニタリング月：令和２年９月、令和３年３月

令和２年									令和３年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎					◎						◎

モニタリング実施後、計画作成支援で請求

終期月のため、モニタリング実施、計画作成するため計画相談支援で請求

【例２】令和２年４月１日にサービス等利用計画を作成し、４月末にモニタリングを実施した。

モニタリング期間は１ヶ月ごと。

モニタリング月：令和２年４月～３月

令和２年									令和３年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎ ○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	◎

計画作成した後に同月に継続サービス支援を実施した場合は計画作成の計画相談支援と継続サービス利用支援を請求可

終期月のため、モニタリング実施、計画作成するため計画相談支援で請求

【例3】令和2年4月1日にサービス等利用計画を作成し、モニタリング月は6ヶ月ごと。
7月にサービスの内容を変更する必要が生じたため、新たなサービス等利用計画を作成した。

モニタリング月：令和2年9月、令和3年3月

令和2年									令和3年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎ ○			◎		○						◎

計画作成のため、継続サービス利用支援で請求

サービスの終期は3月で変わらないため、モニタリング月も変わらない。(モニタリング期間の変更がある場合は改めて設定する)

終期月のため、モニタリング実施、計画作成するため計画相談支援で請求

【例4】令和2年4月1日にサービス等利用計画を作成し、モニタリング月は6ヶ月ごと。
令和2年7月に本人の生活状況が大きく変わったため、モニタリングが必要と判断した。

当初のモニタリング月：令和2年9月、令和3年3月

令和2年									令和3年		
4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
◎ ○			○ (◎)		○						◎

モニタリングの結果サービス内容等に変更が無い場合は継続サービス利用支援で請求
計画変更が生じた場合は、計画相談支援を請求

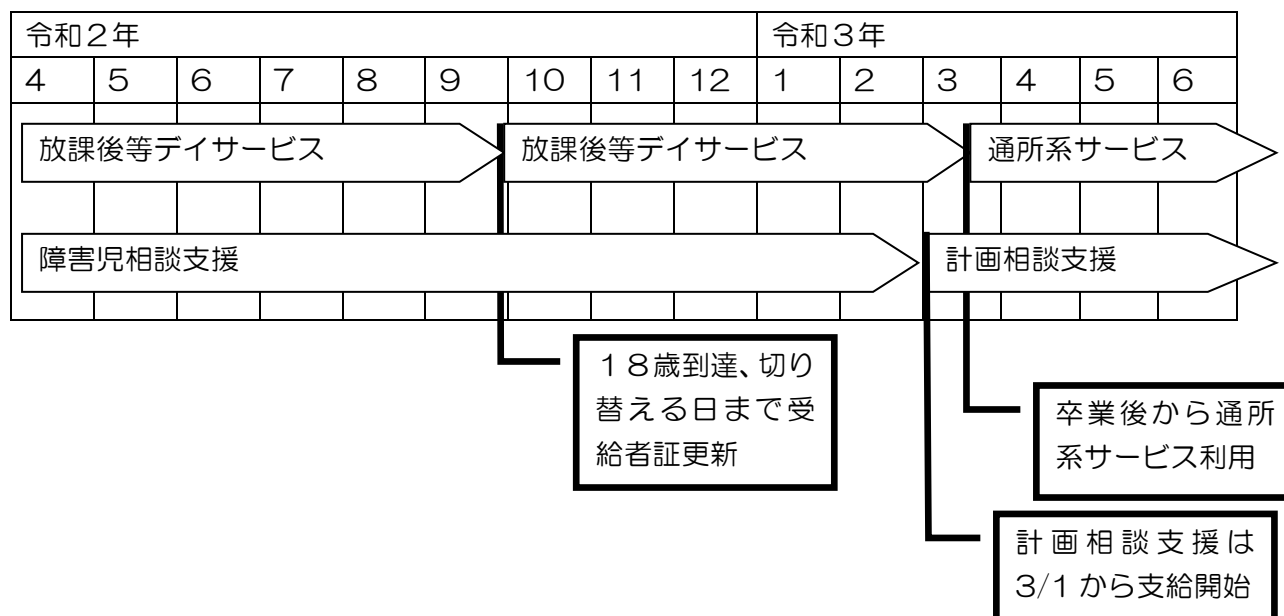
サービスの終期は3月で変わらないため、モニタリング月も変わらない。(モニタリング期間の変更がある場合は改めて設定する)

終期月のため、モニタリング実施、計画作成するため計画相談支援で請求

※当初のモニタリング月以外にモニタリングを実施する必要がある場合は、事前に担当課にご相談ください。

(2) 障害児支援利用計画からサービス等利用計画への移行について

【例】令和2年10月1日に18歳になる児童が卒業後から通所系サービス（生活介護、就労移行支援等）を利用する場合。



(3) 変更決定を伴わないが、計画を変更する場合

① 軽微な変更の場合

関係機関へ連絡調整のうえ、変更内容については次回のモニタリングや、サービス等利用計画作成のタイミングで反映させる。この関係機関への連絡調整については基本相談支援として実施されるものであるので、報酬は発生しない。

② 目標や生活課題等①以外の変更の場合

支援内容に影響があり、計画の変更が必要な場合は、事前に担当課へ相談のうえ、モニタリングを実施し、継続サービス利用支援費を算定する。

※軽微な変更とは、サービスの曜日のみ、事業所のみ等、支援内容に影響が出ないような変更をいいます。

第5章 地域相談支援について

1. 地域移行支援

(1) サービスの内容

障害者支援施設に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者が、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談。

※ 地域移行支援については、障害支援区分認定調査を行い、一次判定で非該当となった者について支給決定する。一次判定において障害支援区分1以上の者については、審査会において障害支援区分の認定を行い支給決定する。

(2) 支給対象者

以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障害者

※ 児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象とする。

- ② 精神科病院に入院している精神障害者

(ア) 直近の入院期間が1年以上の者

(イ) 措置入院及び医療保護入院の者

(ウ) その他、地域移行支援を行わなければ入院の長期化が見込まれる者

(3) 支給決定期間

6ヶ月

※ この期間では十分な成果が得られずかつ引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には6ヶ月間の範囲内で更新できる。更新する更新については、審査会の審査を経て判断するものとする。

2. 地域定着支援

(1) サービスの内容

居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問その他必要な支援を行なう。

※ 地域定着支援については、支給対象者の状況を把握するため障害支援区分認定調査の一次判定まで行う。

(2) 支給対象者

- ① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者

- ② 居宅において家族と同居している障害者であっても当該家族等が障害、疾病等のため、障害者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者

(3) 支給決定期間

1 年

- ※ 地域定着支援については、支給対象者の状況を把握するため障害支援区分認定調査の一次判定まで行う。
- ※ 対象者や同居する家族等の心身の状況や生活状況、緊急時支援の実績等を踏まえ、引き続き地域生活を継続していくための緊急時の支援体制が必要と見込まれる場合には、1年間の範囲内で更新が可能とする。更なる更新についても必要性が認められる場合には更新可能とする。

第6章 地域生活支援事業について

1. 移動支援

(1) サービスの内容

屋外での移動に制約のある障害者等が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際において必要な介助及び介護等を提供する。

- ・ 通院のための外出を除く（→介護給付の通院介助）
- ・ 通勤、営業活動等の経済活動にかかる外出を除く
- ・ 通所、通園、通学等、通年かつ長期にわたる外出を除く
- ・ 社会通念上適当でない外出を除く

サービス類型	サービス提供の対象	基準額（単価）
移動支援	視覚障害者、知的障害者、児童、精神障害者へのサービス提供	30 分ごとに 780 円
移動支援（介護型）	身体的介護の必要な上記の障害者（児）などへのサービス提供	30 分ごとに 1,050 円
移動支援（援護型）	重度の知的障害または精神障害者（児）で突発的行動から始終援助の必要な者へのサービス提供	30 分ごとに 1,470 円
グループ支援	上記すべて	ヘルパーと利用者の比率 1:1 未満 1:2 以上 470 円 1:2 未満 1:3 以上 380 円 1:3 未満 1:4 以上 310 円 1:4 未満 1:5 以上 230 円

深夜、早朝等の加算はありません。

グループ支援には、介護型、援護型等の類型はありません。支給決定はグループ支援型以外の3類型で時間数を決定します。サービス利用等、利用形態に応じて3類型のいずれか、またはグループ支援型としてサービスを利用できます。

2人介護でサービス提供を行った場合、決定支給量を2倍にして支給決定を行う。（ヘルパー1人ひとりが提供する時間の合計数で決定する）

（要件）

- ① 障害者の身体的理由により1人介護では困難と認められる場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ③ その他障害者の状況から(ア)、(イ)に準ずると認められる場合

※2人介護の算定方法は、実際に2人介護を行った場合にのみ算定する。

知的障害者、精神障害者への移動支援について、必要性が認められ、以下の条件を満たす場合には移動支援（介護型）で支給決定をすることができる。

（ア）障害支援区分2以上に該当

（イ）下記の表の合計点が3点以上

（表）身体介護に関する領域

勘案事項	状況		特記事項
歩行 （1-8）	☐ 0 支援が不要	☐ 1 見守り等の支援が必要	
	☐ 2 部分的な支援が必要	☐ 3 全面的な支援が必要	
移動 （1-9）	☐ 0 支援が不要	☐ 1 見守り等の支援が必要	
	☐ 2 部分的な支援が必要	☐ 3 全面的な支援が必要	
食事 （2-1）	☐ 0 支援が不要	☐ 1 部分的な支援が必要	
	☐ 2 全面的な支援が必要		
排尿・排便※ （2-4、5）	☐ 0 支援が不要	☐ 1 部分的な支援が必要	
	☐ 2 全面的な支援が必要		
移動時の補装 具等の使用	☐ 0 なし・義足・装具	☐ 1 歩行補助・盲人安全つえ	
	☐ 2 車いす	☐ ※ その他	

※排尿と排便の点数が異なっている場合は、点数が高い方を採用する。

（2） 支給対象者

府中市に住所を有し、又は府中市の援護を必要とする在宅の障害者等で、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者
- ② 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で、療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）により療育手帳の交付を受けた者
- ③ 療育指導が必要な児童
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑤ 前各号に定める者のほか、法の趣旨に照らし本事業が特に必要と認められる者

（3） 支給基準

下表に定める支給対象者の状況に応じた最大値を支給の上限とする。

支給対象者の状況	最大値
身体障害者	40時間
知的障害者	20時間
精神障害者	10時間
児童	10時間
グループホーム利用者	10時間

2. 日中一時支援

(1) サービスの内容

休日等に障害のある人（児童）を監護するとともに、食事、送迎等のサービスを提供する。

サービス類型	サービス提供の対象	基準額（単価）
日中一時支援事業A型	見守りを中心とした支援で他事業との併用施設で行われるもの	1時間以上4時間未満 (0.5日) 1,680円 4時間以上8時間未満 (0.75日) 3,360円 8時間以上(1日) 5,040円
日中一時支援事業B型 ※市外の施設のうち一部	見守りを中心とした支援で他事業との併用施設で行われるもの	1時間以上4時間未満 (0.5日) 2,100円 4時間以上8時間未満 (0.75日) 4,200円 8時間以上(1日) 6,300円
日中一時支援事業C型 ※精神障害者で就労継続B型に該当しないが見守りが必要な人	見守りの他、機能訓練、社会適応訓練、創作活動などの支援で、単独施設にて行われるもの	1時間以上4時間未満 (0.5日) 2,520円 4時間以上8時間未満 (0.75日) 5,040円 8時間以上(1日) 7,560円
日中一時支援事業D型 ※生活介護に該当しないが見守りが必要な人	見守りの他、機能訓練、社会適応訓練、創作活動、入浴などの支援で、単独施設にて行われるもの	1時間以上4時間未満 (0.5日) 2,940円 4時間以上8時間未満 (0.75日) 5,880円 8時間以上(1日) 8,820円
日中一時支援事業（重心）	重症心身障害者（児童）※に医療機関でサービス提供を行った場合 ※身体障害者手帳 1・2 級かつ療育手帳 ^④ または精神障害者保健福祉手帳 1 級	1時間以上4時間未満 (0.5日) 4,200円 4時間以上8時間未満 (0.75日) 8,400円 8時間以上(1日) 12,600円
低所得食費加算	生保・低1・低2の者（児童）に食事を提供した場合	1食につき 420円
送迎加算	事業所から10km以上離れた利用者の自宅へ送迎した場合	片道 560円
入浴加算	入浴介助を行った場合	1日につき 420円

(2) 支給対象者

府中市に住所を有し、又は府中市の援護を必要とする在宅の障害者等で、次の要件のいずれかに該当する者とする。

- ① 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者
- ② 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で、療育手帳制度について（昭和48年厚生省発児第156号）により療育手帳の交付を受けた者
- ③ 療育指導が必要な児童
- ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- ⑤ 前各号に定める者のほか、法の趣旨に照らし本事業が特に必要と認められる者

(2) 支給基準

希望量	最大値	算出根拠
1回／週	6日	1回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
2回／週	10日	2回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
3回／週	15日	3回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
4回／週	19日	4回×4.5週（切り上げ）+1日（調整日）
5回／週	23日	31日－8日（土曜日4日＋日曜日4日）
6回／週	27日	31日－4日（日曜日4日）
7回／週	31日	—

3. 上限管理

(1) サービスの内容

上限管理者は、サービス利用者の1か月の利用者負担額の合計が負担上限月額を超えないように調整する。

サービス類型	サービス提供の対象	基準額（単価）	
上限管理加算	上限管理を行った場合	1 か月	1,500 円

4. 訪問入浴サービス

(1) サービスの内容

看護師等の管理の下で、サービスを受ける者の居宅において浴槽を提供して行う入浴介護。

(2) 支給対象者

府中市に住所を有する重度の障害者又は障害児で、介護者による入浴の介助が困難なもののうち、次の要件のいずれにも該当するもの又は府中市長がその利用について特に必要と認めたもの。

- ① 法に規定する生活介護による入浴の利用が困難な状態の者
- ② 入浴が可能と認められる健康状態にある者
- ③ 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する訪問入浴介護の対象でない者
- ④ その他、身体的・精神的理由等によりこの事業の利用によらなければ入浴が困難な状態にある者

（3） 支給基準

原則として1ヶ月あたり9回

第7章 高額障害福祉サービス等給付費について

1. 高額障害福祉サービス等給付費・高額障害児通所給付費

(1) サービスの内容

同一の世帯に障害福祉サービス等を利用している者が複数いる場合などで、世帯における1ヶ月の利用者負担額の合計が一定の基準を超えた場合に、「高額障害福祉サービス等給付費」または「高額障害児通所給付費」を支給する。

(2) 合算対象となるサービス

同じ月に利用した以下のサービスの利用者負担額を合算する。

- ① 障害福祉サービス
- ② 障害児通所支援
- ③ 補装具（決定月を利用月とする）
- ④ 地域生活支援事業（移動支援、日中一時支援）
- ⑤ 日常生活用具（決定月を利用月とする）
- ⑤ 訪問入浴サービス
- ⑥ 介護保険（ただし、同一の人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）

(3) 負担上限月額

世帯合算の負担上限月額は次のとおり。

区分	内容	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税所得割16万円（児童及び20歳未満の施設入所者の場合は28万円）未満の市町村民税課税世帯	9,300円 （児童4,600円）
一般2	上記以外	37,200円

※合算対象に補装具が含まれている場合、負担上限月額は一般2の区分となる。